■4月26日記

4月25日に来た書状について（ハラ対と調査委から）

ハラ対に電話しようと書いたけど言ってないこと↓

・健康上の理由は、「不当に遅滞する」にならない、か？

・2月25日の回答は？

　・調停・仲介はないか、について、対策室会議で結論を出す、の結果は？

　・書き起こし文書を確認した方がよいのでは、について、相談して決める、の結果は？

・2月25日の「受付票」3件

→これを申し立てる場合、原田教授の件と合せての調査となる？

　その場合、通常行なわれるプロセスを飛ばしていない？

　　相談で詳細を聞き取る、なくなる？

　　それは差別的対応ではないのか。

・申立を一度取り下げて、証拠を集めて、再度申立をすることを検討している。

→これは禁止されている？どの条項で？

　明文で禁止されていない事柄を、恣意的に禁止しないで。

調査委員会の回答書に対して

このような雑な回答がくるとは思わなかった。

　もっと意思疎通が必要。

・「適正に調査します」

→「ご懸念には及びません」の根拠がわからなかった。

・「防止規程の目的に適う」ために、「調査が不当に遅滞する」べきではない。

→十分な事実解明ができない状態で、なぜ「防止規程の目的に適う」ことが可能なのか、不明。

　※事実解明とは別に、規範的な基準を調査委員会が示せれば、「再発防止」の啓発はできる。

　　「こういう訴えをする人がいる。事実は不明。しかし事実であれば問題。なので皆さん気をつけて」と。

→「正当・不当」の判断基準・理由がわからない。

↓

何が正当で何が不当か。

プロセスに関する恣意性を否定できない状況。

公平性の担保が明らかではない状況。

・調査裁定プロセスについて十分な説明をすることが、正当では。

　・被申立人の主張を伝えない理由を説明するのが、正当では。

　・証拠の確認をさせない理由を説明するのが、正当では。

・これらに時間をかけるのは正当では。

・逆にこれらを蔑ろにするのは、不当では。

↓

何が正当で何が不当かの判断を求める。1つ1つ。

プロセスについて不透明であると、結果のいかんを問わず、異議申し立てをする。

↓

調査裁定の意味があまりない。調査委員に無駄なことをさせることに。

それでよい？

----------------------------------------------

2019年4月23日

専修大学キャンパス・ハラスメント対策室

２０１８－９号案件調査委員会　委員長

　遠藤輝好様

|  |
| --- |
| 専修大学　社会知性開発研究センター　元客員研究員  　山本耕資 |

ご連絡へのお答え

　遠藤様より2019年4月9日付のご連絡をいただきました。この件で、以下お答え等を申し上げます。

　まず、遠藤様は調査対象事実について私に通知し、この訂正等については上記のご連絡到着後2週間以内に知らせるよう指示していました。他方で、日程調整に関する締切日は記載していないようでしたが、他方で、面談が叶わない場合でも調査を進める旨を述べていました。私は、日程調整に関する締切日も上記のご連絡到着後2週間以内ということかもしれないと考えて、焦ってこのお手紙をお送りしております。

　遠藤様が述べていた、原田教授（当時）に関する調査対象事実の概要は、おおよそ間違いないかと存じます。補足するならば、以下の点が挙げられます。

第1に、私が「何度も尋ねた」というのは事実ですが、厳密には「尋ねて無視等をされた。そこで再度尋ねた。それでも無視等された。同様に、何度も繰り返して、尋ねてはそのたびに無視等された。」という状況でした。すなわち、私が最初から何度も尋ねようとしたわけでは決してありません。この点について誤解が生じているようでしたら訂正いたしたく存じます。

　第2に、「被申立人の行為はパワー・ハラスメントに該当する。」という表現がありました。これをより正確に申しますと、「被申立人の行為はハラスメントに該当する。仮にいずれかの類型を挙げねばならないなら、おそらくはパワー・ハラスメントに該当することになる。ただし、調査する方々がそれ以外のハラスメントであると考えるのであればそれを妨げる意図は申立人にはない。」ということになります。

　第3に、被申立人が「はぐらかした。」という表現がありました。これをより正確に申しますと、「応答するふりをして関係のない内容を述べたり、申立人を黙らせようとしたりして、はぐらかした。」ということになります。

　遠藤様は、「前記調査対象事実に付加すべき事実（本件に関連してこれまでに相談された事実を含みます。）」を知らせるように私に指示しました。これに対して以下を述べます。

　まず、2019年2月25日に専修大学キャンパス・ハラスメント対策室に私が寄せた3件の相談についてお知らせします。これらはそれぞれ、(i)金井雅之教授、(ii)飯塚康子氏、(iii)嶋根克己教授および金井雅之教授を相手方としております。これらの相談・苦情受付票を同封いたします。

・追加の事実：

　4月にSWBにメールしたが、返事がない。無視されている。　心痛

　4月に対策室と調査委に手紙　返事がない　心痛

なお、同対策室には個別事案について「措置」をとる等の権限があり、調査委員会には調査と結果報告の権限があります。これは権限上の「力関係」においてこれら両者が私に優越することを意味します。

・言ったほうがいいかも？

・金井録音にある、組織要因

　　ベテランのメンツを重んじる組織である。

抵抗する教員がいるために組織が硬直化して、明らかに適切だと思われる方策を実行できない。

・なんで遅くなったかの説明

　対策室に信頼性がないから。信頼性がないことを解消しようとしない。

危惧：

・こちらからの4月の対策室と調査委に手紙の返事がない。相手にするつもりがないのではないか。軽んじているのではないか。蔑ろにしようとしているのではないか。不安。

・日程の締め切りがいつか明確ではなかった。不安がある。

・追加の事実？証拠のこと？不安がある。

・追加の事実　「付加すべき」とは？事実とは？ハラのこと？　どれぐらいが「関係？」

・証拠の件、その他、状況が不明。

真実の解明　公平な裁定　に支障が。結果的に山本の権利侵害が。

ハラ対と調査委の共有したこと。どういう連絡をしたのか。

証拠の件。書き起こし。検討結果は？

　別紙1で言った

相手の言い分。相互に明確にされていない。　別紙1で言った

仲介・仲裁の検討　結果は？

不必要に急いでいるように見える。

2週間は急いでいると思う。なぜなら証拠の扱いがわからないから。答えてくれなかったから。また、仲介仲裁の検討も。言い分を互いに知りあうとかについてどうなるのかがわからない。こういうことをクリアにしながら日程を決めるのだと2月25日には思っていた。

・こういう背景から、丁寧に意志疎通をしてほしい。急ぐより。

　質問に答えて。

そうでないと面談の意味がない。状況が不明で何を言えばいいのか。

面談の意味がない場合、調査委員にも私にも苦痛がある。

　準備ができているべき。

原田に伝えたか、それをうけて自分には何を知らせるのか、を、面談時に訊く、ということになると、その話しかできなくて、実質的なことは話せないと思うが、それでいいのか。

　面談自体を急ぐのであれば、面談が十分な間隔をあけながら複数回行なわれるべき。

　一定の期間内に調査をおえるべき規定がない。その正当性がない。

・ハラ対が1月に送ってきたメール　「調査委員が面談時に説明する」

→調査委員が本当に実質的に説明してくれるのか不明。

　「対策室とは別の主体なので知らない」「回答を検討して後日」「口頭でいきなり言われても」「回答はこれだけなのでそれに質問されても困る」

→そういうことがあるなら、最初から文書・メールで答えればよいのでは。誰が回答できるのかを明確にすることを含めて。

・面談ができなくてもよい、とは思えない。

○上記規程の12条4項は、「調査委員会は、関係者への事情聴取を含めた調査を実施」することを定めています。この条文からも、同調査委員会は申立人である私から話を聴取するべきことが示されます。

→聴取しないことを正当化できる余地があるとは思えない。

・不安障害　パニック発作　もし求めてよいなら

　合理的配慮を求める。特段困難なことではない。9月以降の対策室と調査委の活動において、誰がどういう意図で何を決めてきたのかを説明して。それだけ。

　字幕装置を設置してとか車いす用エレベーターを設置してとかじゃない。

以下、別紙1

なお、仮にこのハラスメントの類型を示さなければならないとすれば、私はその候補として「パワー・ハラスメント」を挙げ、

が、調査する方々のお考えをこれらで制約しようとするものでは決してありません。

私がキャンパス・ハラスメント対策室で述べた内容が調査に用いられると理解しております。他方で、その資料は音声ファイルを書き起こしたものであり、私のチェック等を受けていないものであり、その表現には必ずしも私の意図が反映されていない恐れがある

対策室職員の方は、私が相談したのちに原田教授に話を聞いたと述べており、これは私の主張の概要が対策室職員経由で原田教授に伝わっていることを示唆しております。しかしながら、原田教授の主張は対策室職員経由で私には伝わっておりません。こうした情報の非対称性は、相手の主張の誤りを的確に指摘するための条件が、当事者間で相違する状況を生み、結果として、対策室の対応と調査の内容が公平でなくなる可能性を生みます。

　ここではまず、私が考えますところの、「問題が解決した状態」について言及いたします。それはすなわち、本件に関するすべての事実が、匿名化等を伴いながら、広く共有され、これとは別に、事実に対する学校法人専修大学としての責任ある規範的なご判断が示され、これも同様に広く共有され、これらにより、類似事案の再発防止の努力が個人としても組織としても継続して為され、私の被害と被申立人の過ちの教訓が未来に向かって生かされつづける、ということです。

万が一、私が述べております事実が「事実認定」されない場合には、私が述べております事実を仮に事実であると認める場合の規範的判断が示されることが、解決のために必要です。これは、「規範的には問題のある行為でも、証拠が残らないなら許容される」といった誤解を生じさせないために極めて重要です。

また、上述のように、事実や規範的判断について、広く共有されることが大切ですが、仮にそのような共有が為されない場合、その理由についてすべての当事者が納得する必要があります。

　上述のうち、規範的判断につきまして、何らかの意味で私の落ち度を責めるものになるとすれば、私としては是認しがたいですが、万が一そうなるのであれば、一般論としてどのような言動が落ち度となりうるのかが明確である必要があります。これは、そうした言動を避けられない者にとっては専修大学に近づかないことが主観的な苦痛を防ぐために望ましいからです。

以上